

参考資料

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱 ……P.1

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領…P.37

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱

平成 29 年 4 月 3 日 府海事第 7 号
改正 平成 29 年 9 月 1 日 府海事第 120 号

第 1 章 通則

第 1 節 通則

第 2 節 交付金事業計画

第 2 章 交付対象事業

第 1 節 航路運賃低廉化事業等

第 2 節 航空路運賃低廉化事業

第 3 節 輸送コスト支援事業

第 4 節 雇用機会拡充事業

第 5 節 滞在型観光促進事業

第 3 章 監督・報告等

第 1 章 通則

第 1 節 通則

(通則)

第 1 条 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号。以下「有人国境離島法」という。）第 11 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成 20 年府会第 393 号）及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領（平成 29 年 4 月 3 日付府海事第 7 号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この交付金は、特定有人国境離島地域（有人国境離島法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）の地域社会の維持を図るために定める都道県計画（有人国境離島法第 10 条第 1 項に規定する地域社会の維持に関する計画をいう。以下「都道県計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費の一部を交付し、もって、特定有人国境離島地域における継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 条 交付金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

- 一 航路運賃低廉化事業等
- 二 航空路運賃低廉化事業
- 三 輸送コスト支援事業
- 四 雇用機会拡充事業

五 滞在型観光促進事業

- 2 前項各号に規定する交付対象事業を実施するために必要な経費（同一の経費を基礎として本交付金以外の国の補助金、交付金及びその他相当の反対給付を受けないで交付する給付金の交付決定又は交付を受けている場合は当該交付額を除く。）は、次の各号に掲げる経費とする。
 - 一 事業実施者が交付対象事業の実施に要する事業費（以下「交付対象事業費」という。）
 - 二 事業実施主体が交付対象事業の推進に要する附帯事務費
 - 三 事業実施主体が交付対象事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費（以下「調査費」という。）
- 3 交付金の交付率等は、別紙1に定めるところによる。

（事業実施主体等）

第4条 交付対象事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

- 一 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県（以下「都道府県」という。）
 - 二 特定有人国境離島地域をその区域に含む市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合及び広域連合等を含む。以下「市町村」という。）
- 2 事業実施主体は、前条第1項に掲げる交付対象事業ごとに定める事業実施者に対して、本要綱に定めるところに従い、補助金等を交付する。

（交付限度額）

第5条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、事業実施主体である都道府県又は市町村に対して、交付金を交付することができる。

第2節 交付金事業計画

（交付金事業計画の作成及び提出）

- 第6条 交付金の交付を受けようとする場合、都道府県は、交付金事業計画を作成し、これに基づき交付金の交付申請を行うものとする。
- 2 交付金事業計画の作成その他の手続の詳細については、別に定める。

（交付申請）

- 第7条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付申請については、都道府県又は市町村は、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。
- 2 前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第8条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査

し、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に交付金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第9条 大臣は、前条の規定による交付金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(産業財産権に関する届出)

第10条 都道府県又は市町村は、交付対象事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第3の産業財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた都道府県又は市町村は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第4による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第12条 都道府県又は市町村は、交付金の交付決定通知を受けた後の事情の変更により、この交付申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第5により変更交付申請書を提出するものとする。（ただし、交付対象事業の目的等に関係がない実施計画の軽微な変更であると認める場合を除く。）

(交付の変更決定)

第13条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、都道府県又は市町村に交付金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第14条 大臣は、前条の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を別記様式第6による変更交付決定通知書により都道府県又は市町村に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第15条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、都道府県又は市町村は、交付金の変更決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第7による変更申請取下書を提出するものとする。

(事故報告)

第16条 都道府県又は市町村は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第8の事故報告書により、大臣に報告を行い、その指示を受けることとする。

第2章 交付対象事業

第1節 航路運賃低廉化事業等

(事業内容)

第17条 本事業は、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路（以下「対象航路」という。）における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業及び同法第19条の6の2に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（以下単に「航路事業」という。）に係る旅客運賃及び料金（以下「運賃等」という。）の低廉化を行う事業であって、次に掲げるものをいう。

- 一 住民等の航路運賃等の低廉化を行う事業（以下「航路運賃低廉化事業」という。）
- 二 対象航路において航路事業を営む者が当該対象航路を運航する船舶を新たに建造する原資として運賃等の引上げを行う場合における当該引上げ部分の運賃等の低廉化を行う事業（以下「船舶建造運賃引上げ抑制事業」という。）

(事業実施者)

第18条 事業実施者は、対象航路の航路事業を営む者であって、航路運賃低廉化事業及び船舶建造運賃引上げ抑制事業により運賃等の低廉化を実施するものとする。

- 2 事業実施主体は、その定めるところにより、当該事業実施者が行う運賃等の低廉化に要する経費を補助する。

(航路運賃低廉化の対象となる者)

第19条 航路運賃低廉化事業による運賃等の低廉化の対象となる者は、特定有人国境離島地域の住民及びこれに準ずる者として市町村が定める基準に適合すると認められる者とする。

- 2 市町村は、前項の基準について、航路運賃低廉化事業の事業実施主体と協議し、あらかじめ大臣の承認を得るものとする。

(航路運賃低廉化事業に係る交付対象経費)

第20条 航路運賃低廉化事業に係る交付対象経費は、次の第1号に定める額と第2号に定める額との差額（以下「算定基準額」という。）に住民等の利用人員を乗じて得た額とする。

- 一 普通旅客運賃等から航路事業者による離島住民に適用される割引運賃の割引額を除いたものであって大臣の確認を受けた運賃等（以下「基準航路運賃」という。）の額
 - 二 航路運賃低廉化事業により住民等に適用するものとして事業実施主体が定める運賃等（以下「割引住民航路運賃」という。）の額
- 2 前項の割引住民航路運賃は、対象航路が属する本土側の地域で運行される鉄道における当該航路の区間の距離と同距離の運賃等（船舶の速力等が一定以上の場合には、当該運賃に特急料金を加えた額）を下回らないものとする。
 - 3 事業実施主体は、基準航路運賃を改定する必要がある場合には、あらかじめ大臣に承認を得るものとする。
 - 4 事業実施主体は、運賃等の低廉化の対象の確認、利用人員数の把握、低廉化効果の測定その他航路運賃低廉化事業の円滑な実施に必要な不可欠な経費を交付対象経費に含めることができる。

(船舶建造運賃引上げ抑制事業に係る交付対象経費)

第 21 条 船舶建造運賃引上げ抑制事業に係る交付対象経費は、対象航路において航路事業を営む者が当該対象航路を運航する船舶を新たに建造する原資として、対象航路の普通旅客運賃及び料金の引上げを行う場合（船舶建造に係る事業計画について大臣に承認を得た場合に限る。）における当該引上げ部分の運賃等の低廉化を行うための経費とする

2 前項の経費は、低廉化を行う額（現行の普通旅客運賃及び料金の百分の十に相当する金額を超える場合には、当該百分の十に相当する金額）に当該特定有人国境離島航路の利用人員を乗じて得た額とする。

第 2 節 航空路運賃低廉化事業

(事業内容)

第 22 条 本事業は、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航空路のうち、次に掲げるもの（以下「対象航空路」という。）における航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 20 項に規定する国内定期航空運送事業（以下「航空路事業」という。）等に係る住民等の運賃の低廉化を行う事業とする。

- 一 当該特定有人国境離島地域と当該特定有人国境離島地域の属する都道府県との間の交通の用に供される路線
- 二 当該特定有人国境離島地域と都道府県庁所在地その他の経済上又は文化上特に重要な都市との間の交通の用に供される路線であって、旅客の利用状況等からみて旅客の運送の確保を図ることが当該特定有人国境離島地域の住民の生活の安定に資するものとして、大臣が特に必要と認めた路線

(事業実施者)

第 23 条 事業実施者は、対象航空路の航空路事業を営む者であって、航空路運賃低廉化事業により運賃の低廉化を実施するものとする。

2 事業実施主体は、その定めるところにより、当該事業実施者が行う運賃等の低廉化に要する経費を補助する。

(航空路運賃低廉化の対象となる者)

第 24 条 航空路運賃低廉化事業による運賃低廉化の対象となる者は、特定有人国境離島地域の住民及びこれに準ずる者として当該市町村長が定める基準に適合すると認める者とする。

2 市町村長は、前項の基準について、航空路運賃低廉化事業の事業実施主体と協議し、あらかじめ大臣の承認を得るものとする。

(交付対象経費)

第 25 条 航空路運賃低廉化事業の交付対象経費は、次の第 1 号に定める額と第 2 号に定める額との差額に住民等の利用人員を乗じて得た額とする。

- 一 普通旅客運賃から航空路事業者による離島住民に適用される割引運賃の割引額を除いたものであって大臣の確認を受けた運賃（以下「基準航空路運賃」という。）
- 二 航空路運賃低廉化事業により住民等に適用するものとして事業実施主体が定める運賃（以下、この節において「割引住民航空路運賃」という。）の額

2 前項の割引住民航空路運賃は、当該航空路の属する本土側の地域で運行される新幹線鉄道における当該航空路の区間の距離と同距離の運賃を下回らないものとする。

- 3 事業実施主体は、基準航空路運賃を改定する必要がある場合には、あらかじめ大臣に承認を得るものとする。
- 4 事業実施主体は、運賃低廉化の対象の確認、利用人員数の把握、低廉化効果の測定その他航空路運賃低廉化事業の円滑な実施に必要な不可欠な経費を交付対象経費に含めることができる。

第3節 輸送コスト支援事業

(事業内容)

第26条 本事業は、特定有人国境離島地域で生産された農水産物（生鮮品に限る。以下同じ。）を本土に移出する輸送費及び当該農水産物を生産又は移出するために必要な原材料等に移入する輸送費を低廉化する事業とする。

(事業実施者)

第27条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 特定有人国境離島地域で生産された農水産物の本土への出荷に関係する団体又は事業者
- 二 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を購入等する団体又は事業者
- 三 特定有人国境離島地域において本土に出荷する農水産物の生産を行う団体又は事業者

(交付対象経費)

第28条 本節における交付対象経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 特定有人国境離島地域内において生産された農水産物を本土に移出する際に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送費及びこれらと一体的に行われる役務費
- 二 前号の農水産物を生産又は移出する際に必要な原材料等を特定有人国境離島地域に移入する際に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送経費及びこれらと一体的に行われる役務費

第4節 雇用機会拡充事業

(事業内容)

第29条 本事業は、特定有人国境離島地域における雇用増に直接寄与する民間事業者等による創業又は事業拡大に要する事業資金を補助し、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充を行う事業をいう。

- 2 前項の創業とは、個人開業若しくは会社等の設立を行い、又は既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始することをいい、事業拡大とは、既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うことをいう。

(事業実施者)

第30条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 特定有人国境離島地域内に居住して創業する者

- 二 特定有人国境離島地域内の事業所において事業拡大を行う者
 - 三 主として特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者
- 2 事業実施者は、次のすべての要件に該当する者でなければならない。
- 一 対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること。
 - 二 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。
 - 三 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。

(事業の実施要件)

第 31 条 事業実施主体は、雇用機会拡充事業の実施に当たって、事業実施者に対して、次の各号に掲げる要件を付すものとする。

- 一 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること
 - 二 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること
 - 三 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。
- 2 事業実施主体は、別に定める方法に基づき、事業実施者の候補となる者を公募し、事業計画を審査の上、できる限り雇用創出効果が高い者を事業実施者として選定するものとする。
- 3 大臣は、前二項による事業実施者の選定に関する詳細については、別に定める。

(交付対象経費)

第 32 条 雇用機会拡充事業の交付対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- 一 設備費
 - 二 改修費
 - 三 広告宣伝費
 - 四 店舗等借入費
 - 五 人件費
 - 六 研究開発費
 - 七 島外からの事業所移転費
 - 八 従業員の資格取得・講習受講経費
- 2 前項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

(交付対象経費として計上できる交付対象事業費の上限額)

第 33 条 本事業の実施年度において交付対象経費として計上できる交付対象事業費は、下表の左欄の区分に応じ、右欄の額とする。

区分	交付対象事業費の上限額
創業	600 万円
事業拡大	1,600 万円
事業拡大(前条第一項第一号及び第二号の経費の交付を伴わないもの)	1,200 万円

- 2 事業実施者は、前項の交付対象事業費の四分の一以上を自ら負担しなければならない。

第 5 節 滞在型観光促進事業

(事業内容)

第 34 条 本事業は、特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・企画航空券又は旅行商品（以下「滞在プラン等」という。）の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる現地観光サービスの向上及びその提供を担う人材の確保育成等を図る取組を促進する事業とする。

(事業実施者)

第 35 条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 特定有人国境離島をその区域に含む都道府県又は市町村
- 二 特定有人国境離島をその区域に含む都道府県又は市町村、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等の団体
- 三 観光協会、旅行会社、運送サービス事業者、宿泊サービス事業者その他の滞在型観光を担う民間事業者等

(交付対象経費)

第 36 条 滞在型観光促進事業の交付対象経費は、滞在プラン等の提供及びこれを構成する着地型観光サービスの向上を目的とする経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 企画・開発費
 - 二 宣伝費
 - 三 実証費
 - 四 販売促進費
- 2 第 1 項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

第3章 監督・報告等

(遂行状況報告)

第37条 都道府県又は市町村は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第9による遂行状況報告書を提出するものとする。

(実績報告)

第38条 都道府県又は市町村は、適正化法第14条前段の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に別記様式第10による実績報告書を提出して行うものとする。

2 都道府県又は市町村は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として別記様式第10による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第7条第2項ただし書に該当する都道府県又は市町村は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第7条第2項ただし書に該当する都道府県又は市町村は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した交付金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第11の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第39条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県又は市町村に別記様式第12による交付額確定通知書を通知するものとする。

(交付金の支払)

第40条 大臣は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

2 都道府県又は市町村は、前項本文の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第13による精算払請求書を、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第14による概算払請求書を官署支出官 内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第41条 大臣は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該都道府県又は市町村に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 42 条 大臣は、次の各号に掲げる場合には、適正化法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- 三 交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第 1 項第四号の場合を除く。）には、適正化法第 19 条第 1 項の規定に基づき、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを交付金事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第 19 条第 2 項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 大臣は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第 19 条第 3 項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還命令)

第 43 条 大臣は、都道府県又は市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、都道府県又は市町村にその額の返還を命じなければならない。

(交付金の返還の期限)

第 44 条 適正化法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による交付金の返還の期限については、同条第 1 項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から 20 日以内とし、同条第 2 項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

(財産の管理等)

第 45 条 都道府県又は市町村は、交付対象経費（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 都道府県又は市町村は、取得財産等について別記様式第 15 の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、当該年度に取得財産等があるときは、第 38 条に定める報告書に別記様式第 16 の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 46 条 都道府県又は市町村は、取得財産等について、大臣が別に定める期間内において、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 都道府県又は市町村は、前項の承認を受けようとするときは、別記様式第 17 による財産処分等承認申請書を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(交付金の収益納付)

- 第 47 条 都道府県又は市町村は、交付対象事業実施中及び終了後一定期間内に、交付対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、別記様式第 18 の収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県又は市町村は、大臣が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、大臣の発する指令に従って、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納入しなければならない。
- 3 大臣は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(交付金の経理)

- 第 48 条 都道府県又は市町村は、事業実施主体として、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 2 都道府県又は市町村は、事業実施者に対して、交付金を交付するときに前項に掲げる帳簿の作成及び保存を条件として付することができる。

(交付金調書)

- 第 49 条 都道府県又は市町村は、交付対象事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第 19 の調書を作成しておかなければならない。

(事業実施者に付す条件)

- 第 50 条 都道府県又は市町村は、事業実施者に交付金を交付するときは、次の条件を付さなければならない。
- 一 事業実施者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ都道府県又は市町村の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 二 都道府県又は市町村が、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は市町村に納付させることがあること。
- 三 事業実施者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

- 2 都道府県又は市町村は、第1項第二号で付す条件により事業実施者から都道府県又は市町村に財産処分による納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(監督等)

第51条 大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける事業実施主体(間接交付事業者を含む。)に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第52条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、3部(正本1部及び副本2部)とする。

ただし、別記様式第15の精算払請求書及び別記様式第16の概算払請求書は1部(正本)とする。

- 2 この交付金の制度導入後、更に本要綱に定めが必要となる事項については、本制度の実施状況を見ながら適時適切に本要綱の改正に努める。

第53条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府総合海洋政策推進事務局長が別に定める。

附則

本要綱は、平成29年4月3日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

本要綱は、平成29年9月1日から適用する。

別紙1（第3条関係）

交付対象事業	対象経費	交付率
航路運賃低廉化事業等	(1) 事業費 事業実施者が航路運賃低廉化事業の実施に要する経費 (2) 附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業を実施するに当たって必要な事務に要する経費 (3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	5.5/10以内
航空路運賃低廉化事業	(1) 事業費 事業実施者が航空路運賃低廉化事業の実施に要する経費 (2) 附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業を実施するに当たって必要な事務に要する経費 (3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	5.5/10以内
輸送コスト支援事業	(1) 事業費 事業実施者が輸送コスト支援事業の実施に要する経費 (2) 附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施するに当たって必要な事務に要する経費 (3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	6/10以内かつ地方公共団体の負担の3倍を超えない範囲
雇用機会拡充事業	(1) 事業費 事業実施者が雇用機会拡充事業の実施に要する経費 (2) 附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費	1/2以内かつ地方公共団体の負担の倍を超えない範囲

	(3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	
滞在型観光促進事業	(1) 事業費 事業実施者が滞在型観光促進事業の実施に要する経費 (2) 附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費 (3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	5.5 / 10 以内

附帯事務費及び調査費の率及び使途基準については、別表1、別表2のとおり。

別表1

附帯事務費及び調査費の率

	附帯事務費及び調査費の率	交付率
航路運賃低廉化事業等	合計1%以内	事業ごとに定める率
航空路運賃低廉化事業		
輸送コスト支援事業	合計4%以内	
雇用機会拡充事業		
滞在型観光促進事業		

別表 2

附帯事務費の使途基準

区分	内容
旅費	普通旅費（事業審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び事務・事業の施行、監督、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃金 共済費	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 上記の給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金が支弁される者に対する社会保険料
報償費 需用費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）
役務費	印刷製本費（諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費） 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料 備品購入費 委託料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費 交付金により実施する交付対象事業に係る補助金交付に係る事務及びこれに付随する事務を外部に業務委託する経費

(別記様式第1 交付申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付申請書

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 特定有人国境離島地域の名称

2 交付申請金額

事業実施主体の名称	交付申請金額（千円）

3 交付対象事業の開始（予定）日

平成 年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

平成 年 月 日

注) 交付金事業計画及び事業実施主体ごとの交付申請金額内訳を記載した別紙を添付すること。

(別紙)

交付申請金額の内訳 ((事業実施主体の名称) 分)

(1) 事業費

(単位：千円)

	交付対象事業費	交付申請額
航路運賃低廉化事業		
航空路運賃低廉化事業		
輸送コスト支援事業		
雇用機会拡充事業		
滞在型観光促進事業		
合計		

(2) 附帯事務費

(単位：千円)

交付対象事業費	交付申請額

(3) 調査費

(単位：千円)

交付対象事業費	交付申請額

(別記様式第2 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 宛て

内閣総理大臣 (都道府県) 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった特定有人国境離島地域社会維持推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第9条第2項）の規定により通知する。

記

- 1 特定有人国境離島地域の名称
- 2 交付決定 平成 年 月 日付 第 号
- 3 交付金額
- 4 交付条件
 - ・事業実施主体は、本決定通知に定めるもののほか交付金に関する法令、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金実施要領に従わなければならないものとする。
 - ・都道府県又は市町村は、本交付金に係る間接交付金の交付を決定するときは、当該交付額に係る間接交付金相当額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。
 - ・交付対象事業については、有人国境離島法第10条に基づく地域社会の維持に関する計画に確実に記載すること。

注) 交付申請者が市町村である場合には、下線部を斜体部分に置き換えて記述すること。
以下の様式において同じ。

(別記様式第3 産業財産権届出書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金産業財産権届出書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第13条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 種類（番号及び産業財産権の種類）
2. 内容
3. 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

(別記様式第4 申請取下書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金申請取下書

平成 年 月 日付け第 号で交付の申請を行った特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(別記様式第5 変更交付申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金変更交付申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 特定有人国境離島地域の名称

2 交付申請金額

(単位：千円)

事業実施主体の名称	交付決定済額	変更交付申請額	変更後交付申請額

3 変更を受けようとする理由

4 交付対象事業の開始(予定)日

平成 年 月 日

5 交付対象事業の完了予定日

平成 年 月 日

注) 変更後の交付金事業計画及び事業実施主体ごとの交付申請金額内訳を記載した別紙を添付すること。

(別紙)

交付申請金額の内訳 ((事業実施主体の名称) 分)

(1) 事業費

(単位：千円)

	交付決定済額	変更交付申請額	変更後交付申請額
航路運賃低廉化事業			
航空路運賃低廉化事業			
輸送コスト支援事業			
雇用機会拡充事業			
滞在型観光促進事業			
合計			

(2) 附帯事務費

(単位：千円)

交付決定済額	変更交付申請額	変更後交付申請額

(3) 調査費

(単位：千円)

交付決定済額	変更交付申請額	変更後交付申請額

(別記様式第6 変更交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 宛て

内閣総理大臣 (都道府県) 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった特定有人国境離島地域社会維持推進交付金については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

1 特定有人国境離島地域の名称

2 交付決定金額

(単位：千円)

事業実施主体の名称	交付決定済額	変更交付決定額	変更後交付決定額

(別記様式第7 変更申請取下書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金変更申請取下書

平成 年 月 日付け第 号で変更申請を行った特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の実施について、その変更申請を取り下げたく、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(別記様式第8 事故報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事故報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記
のとおり事故があったので、報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

(別記様式第9 遂行状況報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、平成 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第10 実績報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名



特定有人国境離島地域社会維持推進交付金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会
維持推進交付金の実施について、 $\left[\begin{array}{c} \text{完} \quad \text{了} \\ \text{会計年度が終了} \end{array} \right]$ したので、補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、別紙のと
おり報告する。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第11 消費税等仕入控除税額報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名



特定有人国境離島地域社会維持推進交付金消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付対象事業について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第38条第4項の規定により報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額 (3の金額から2の金額を減じて得た額)	金	円

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第12 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 宛て

内閣総理大臣 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式第13 精算払請求書)

番 号
年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名



特定有人国境離島地域社会維持推進交付金精算払請求書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第40条第2項の規定により、下記のとおり精算払を請求する。

記

精算払請求額 (円)

(別記様式第14 概算払請求書)

番 号
年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名



特定有人国境離島地域社会維持推進交付金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第40条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求する。

記

概算払請求額 (円)

(別記様式第 15 取得財産管理台帳)

取得財産等管理台帳 (平成 年度)

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第 45 条第 1 項に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権 (工業所有権等)、(オ)その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(別紙様式第 16 取得財産等明細表)

取得財産等明細表 (平成 年度)

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第 45 条第 1 項に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権 (工業所有権等)、(オ)その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(別記様式第17 財産処分承認申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法 (使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。)
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方 (住所、氏名、使用の目的及び条件)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(別記様式第 18 収益状況報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金収益状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第 47 条第 1 項の規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 交付金の確定額及びその通知日

円 平成 年 月 日 第 号

2. 報告期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 収益状況 (別 紙)

(別紙)

収 益 状 況

(単位：円)

産業財産権の名称、又は財産分配の概要	収益額	算出根拠

(別記様式第19 交付金調書)

平成 年度 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金調書

内閣府所管

国	歳出予算科目		交付決定の額		交付率	備考
都 道 県 又 は 市 町 村	歳 入	科目	予算現額		収入済額	備考
	歳 出	科目	予算現額 (うち国庫補助金額)	支出済額 (うち国庫補助金額)	翌年度繰越額 (うち国庫補助金額)	備考

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 3 「都道府県又は市町村」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 4 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等を区分し、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用増減額等を区分して記載すること。
- 5 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 6 交付対象事業等の都道府県又は市町村の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、都道府県又は市町村の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって付記すること。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領

平成 29 年 4 月 3 日 府海事第 7 号
改正 平成 29 年 9 月 1 日 府海事第 124 号
改正 平成 30 年 4 月 2 日 府海事第 20 号

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（以下「交付金」という。）による事業の実施の取扱いについては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日付府海事第7号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領に定めるところによるものとする。

第1 交付金事業計画

1 交付金事業計画の作成

都道府県は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。）第10条第1項に規定する計画（以下「都道府県計画」という。）に基づく事業を実施しようとする場合には、自らが事業実施主体となるもの及びその区域内の特定有人国境離島地域の市町村が事業実施主体となるものを取りまとめた交付金事業計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。

都道府県は、交付金事業計画に記載する市町村の事業について、都道府県計画との整合性を確認し、必要に応じて、市町村に対して意見を述べるができるものとする。

2 交付金事業計画に記載する事項

交付金事業計画には、別記様式第1により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 交付金事業計画の名称
- (2) 計画期間
- (3) 交付年度
- (4) 交付金事業計画の概要及び基本的な目標
- (5) 交付金事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業の名称及び概要
- (6) 市町村が実施する事業における直接交付・間接交付の別
- (7) 交付対象事業に要する費用
- (8) 交付対象事業ごとの効果の把握及び評価に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び定量的な成果目標
- (9) その他必要な事項

3 重要業績評価指標及び成果目標

都道県は、都道県計画に、その区域内の市町村と協議の上、次に掲げる評価指標を設定し、有人国境離島法の期限となる年度及び都道県計画に記載された計画期間の最終年度における具体的な数値に基づく成果目標を定め、その達成状況について定期的に評価を行い、これを公表するとともに、大臣に報告するものとする。

- (1) 人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標
- (2) 人の往来、交流拡大施策の効果に関する指標
- (3) 農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標
- (4) 農林水産業の担い手確保施策の効果に関する指標
- (5) 創業・事業拡大促進施策の効果に関する指標
- (6) 滞在型観光促進施策の効果に関する指標
- (7) その他必要な指標

なお、大臣は、交付要綱第8条に基づく交付決定を行う場合には、交付金事業計画に掲げられた客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び定量的な成果目標が、都道県計画に掲げられた上記（1）～（7）の成果目標の達成に密接に関連し、達成が十分に見込まれるかとの観点等から審査を行うものとする。

4 交付金事業計画の変更

都道県は、交付金事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、別記様式第2により交付金事業計画変更申請書を大臣に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業等の新設又は廃止を申請する場合
- (2) 交付対象事業等の進捗の状況により、交付対象事業ごとに交付対象事業費を2割以上増減する場合
- (3) その他事情の変更により、特別な事由が生じたため、交付金事業計画の大幅な変更が生じた場合

第2 交付金の交付の方法

1 直接交付と間接交付

大臣は、交付金事業の事業実施主体となる都道県又は市町村に対し、次のいずれかの方法により、当該事業実施主体が事業に要する経費の一部を交付する。都道県は、交付対象事業ごとに交付方法を決定し、交付金事業計画にその区分を記載するものとする。

- (1) 直接交付による事業実施

① 都道府県への直接交付

都道府県が事業実施主体となって実施する交付対象事業に対して、大臣が当該都道府県に対して交付金を直接交付する方式。市町村が当該事業の実施に要する経費の一部を負担する場合には、事業実施者に対する負担金等として支出することになる。

② 関係市町村への直接交付

市町村が事業実施主体として実施する交付対象事業に対して、大臣が当該市町村に対して交付金を直接交付する方式。都道府県が当該事業の実施に要する経費の一部を負担する場合には、事業実施者に対する負担金等として支出することになる。

(2) 都道府県を通じた間接交付による事業実施

市町村が事業実施主体となって実施する交付対象事業に対して都道府県が当該市町村に対して補助金等を交付する場合において、大臣が当該都道府県に対して当該補助金等交付額の一部について交付金を間接交付する方式。

2 市町村に対する交付金の交付手続

市町村が国からの直接交付を受け事業実施主体となる場合における当該市町村に対する交付金の交付のために必要な交付申請・決定等に関する事務については、都道府県を経由して行うものとする。

3 執行率に応じた交付金の交付

大臣は、交付金の交付決定は、前年度及び当該年度における事業実施主体による交付金の執行率を勘案して行うものとする。

第3 航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業

1 事業の趣旨

本事業は、住民等を対象に、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路については、最大でJR在来線運賃並みまで、航空路については、最大で新幹線鉄道運賃並みまで運賃等を低廉化等することにより、特定有人国境離島地域からの人口流出の抑制と交流人口の拡大を図ろうとするものである。

2 航路運賃低廉化及び航空路運賃低廉化の対象範囲

(1) 住民等の認定

航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業の対象とする者か否かの認定は、市町村長が行う。

(2) 住民に準ずる者の基準

交付要綱第19条第1項及び交付要綱第24条第1項に規定する特定有人国境離島地域の住民に準ずる者（以下「準住民」という。）については、次に掲げる対象者のうちから、市町村長が住民並みに運賃等を低廉化する者に係る基準を定めるものとする。この場合において、市町村長は、当該基準について別記様式第3によりあらかじめ大臣の承認を得なければならない。当該基準を変更しようとするときも同様とする。

- ① 住民が扶養している特定有人国境離島地域外に居住している18才以下の児童・生徒等
- ② 市町村長が移住・定住促進施策の一環として行う事業によって、特定有人国境離島地域における体験移住、体験居住、体験就業（ワーキングホリデー、インターンシップ等）、居住物件の探索等のために特定有人国境離島地域に来訪する者
- ③ 市町村長が交流拡大施策（離島留学制度、大学、企業等との協定に基づいて継続的かつ反復的に行う学習・研修制度、島を支援する専門家等の確保等）の一環として行う事業によって、特定有人国境離島地域において一定期間、学習、研修、就労、実習等を行う者（未成年の者にあつてはその保護者及び兄弟姉妹を含む。）

(3) 準住民の認定

市町村長は、準住民としての取扱いを受ける者からの申請に基づき、準住民としての認定を行うものとする。

(4) 運賃低廉化の対象の確認

事業実施者は、次に掲げるいずれかの書類等により乗船券又は航空券の購入時及び乗船・搭乗時等に住民等であるかどうかの確認を適切に実施するものとする。

- ① マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項に基づき発行される個人番号カード）
- ② ①のほか、運転免許証その他の公的機関の発行する本人の住所が確認可能な書類（住民の場合に限る。）
- ③ 本事業に関連して市町村の発行する証明書、カード等
- ④ ①から③の書類等に基づき事業実施者が住民等であると認めて発行する証明書、カード等

ただし、交付対象事業として実施する初年度や航路・航空路の新規開設等においては、確認を行う体制が整うまでの間、特定有人国境離島地域内でのみ購入可能な往復の乗船券・航空券の購入者を住民等として取扱うことができる。

(5) 運賃低廉化の対象の確認に係るシステム導入・改修

事業実施主体は、運賃等の低廉化の対象の確認、利用人員の把握、低廉化効果の測定等を行うために事業実施者が行う証明書、カード等の発行及び交付、住民等向

けの乗船券・航空券の発券、乗船・搭乗確認等に必要なシステムの導入又は既存システムの改修に係る経費については、事業実施後初めて行う場合に限り、交付要綱第20条第4項又は第25条第4項に基づき、運賃低廉化事業の円滑な実施に必要な経費として交付対象事業費に含め、事業実施者に補助することができるものとする。

3 交付対象経費の算定

(1) 基準航路運賃及び基準航空路運賃

交付要綱第20条第1項第1号に定める基準航路運賃及び第25条第1項第1号に定める基準航空路運賃は、交付申請時点を起点とする過去3年間の間において継続的に適用されていた運賃等（開設から3年を経っていない航路及び航空路については、開設期間内において継続的に適用されていた運賃等をいい、当該運賃等に燃料油価格変動調整金は含めない。）を基準として設定する。このほか、新設の航路及び航空路については、既存の航路・航空路における離島住民に適用される割引運賃等の設定状況とのバランスを考慮するものとする。

なお、基準航空路運賃は、普通旅客運賃から航空事業者による特定有人国境離島地域離島住民を対象とする割引を除いた額としているが、その割引率が26%未満の場合には、普通旅客運賃から26%相当額を割り引いた額とする。

(2) 航路運賃低廉化事業に係る割引住民航路運賃の設定

航路運賃低廉化事業に係る割引住民航路運賃は、船舶の速力等による区別に応じ、それぞれ次の方法により算出される金額（以下「JR運賃」という。）を基準に算定するものとする。

① JR運賃の考え方

ア) フェリー

交付要綱第20条第2項に規定する「対象航路が属する本土側の地域で運行される鉄道」は、各航路が存する地域で運航されているJR鉄道各社（北海道、東日本、西日本、九州、以下同じ。）とし、「同距離の運賃等」は、各航路において、各地方運輸局に届出を行った航路距離を、前述のJR鉄道各社の距離別の運賃表（交付申請日の前3ヶ月以内に適用されていた運賃表）に当てはめた際の運賃とする。

イ) 高速船及びジェットfoil

JR鉄道各社の運賃表に基づくア)の運賃に、高速船（航海速力22ノット以上の船舶。）については距離に応じた自由席特急料金を、ジェットfoilについては距離に応じた指定席特急料金（特急料金が複数存在する地域についてはB特急料金）を加算した額とする。ただし、高速船又はジェットfoilであるが、在来船の同区間所要時間と比較して短縮される時間が2/5に達しない航路等は、特急料金の加算が適当でない路線としてア)と同様に扱って差し支えない。

ウ) 幹線及び地方交通線の取扱い

当該特定有人国境離島地域単体、又は一つの航路で接続された複数の特定有人国境離島地域の合計の人口が、JR幹線の沿線人口を超える場合については、幹線の運賃表を適用し、それ以外の地域は、地方交通線の運賃表を適用する。なお、この場合の人口については、当分の間、平成27年国勢調査の結果を適用する。

② 往復割引運賃の設定の有無に応じた交付対象経費の算定基準額

交付対象経費の算定基準額は、往復割引運賃の有無に応じて、以下のとおりとする。ただし、離島間を結ぶ航路については、往復割引運賃の有無にかかわらず、JR運賃までの引下げ経費を算定基準額とすることができる。

ア) 往復割引運賃が設定されていない航路における交付対象経費の算定基準額は、通常運賃からJR運賃×100/95までの引下げ額を限度額とする。

イ) 往復割引運賃が設定されている航路における交付対象経費の算定基準額は、原則として、地方運輸局に対する届出に係る復路割引運賃の設定の状況に応じて、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

(i) 復路割引運賃が「JR運賃×90/95」を上回る場合

往路	往路運賃から「JR運賃×100/95」までの引下げ経費
復路	復路割引運賃（復路割引運賃の割引率が1割未満の場合には、往路運賃に90/100を乗じた額）から「JR運賃×90/95」までの引下げ経費

(ii) 復路割引運賃が「JR運賃×90/95」を下回る場合

往路	「JR運賃×2－復路割引運賃」までの引下げ経費
復路	交付金による運賃引下げの対象としない。

(3) 航空路運賃低廉化事業に係る割引住民航空路運賃の下限

航空路運賃低廉化事業に係る割引住民航空路運賃は、交付申請時点において適用されている「航空輸送統計調査（国土交通省）」等に記された当該航空路に係る航空路距離に対して、1km当たり38円を当てはめて算出される金額とする。

(4) 基準航路運賃及び基準航空路運賃の改定

事業実施主体は、航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業の開始後、事業実施者が運賃の改定又は割引制度の見直しを実施する場合において、当該改定が、次の各号に掲げる状況の変化に該当する場合は、別記様式第4により大臣の承認を得て、基準航路運賃及び基準航空路運賃を改定することができる。この場合、事業実施主体は、事業実施者等と十分な時間の余裕をもって調整を行うものとする。

① 航路及び航空路の収支が赤字であること等、経営改善の観点から改定が必要な場合

- ② 使用機材の大規模修繕等、設備投資を行うために改定が必要な場合
- (5) 従前から国庫補助事業を活用して運賃の割引を実施している航路及び航空路の取扱い

本交付金による航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業を実施する以前より他の国庫補助金を活用して旅客運賃割引を実施していた場合において当該割引後の運賃が本事業による割引住民航路運賃又は割引住民航空路運賃（以下「割引住民運賃」という。）を下回っているときは、従前の制度に基づく補助対象経費の基準となっていた割引後の運賃をそれぞれ本事業による割引住民運賃として、交付対象経費を算定することができるものとする。ただし、基準航路運賃及び基準航空路運賃の改定を実施する場合は、この限りでない。

4 船舶建造運賃引上げ抑制事業

(1) 船舶建造計画の作成

事業実施主体は、船舶建造運賃引上げ抑制事業を行うときは、事業実施者の協力を得て、船舶建造に向けた計画（別記様式第5の「船舶建造計画」をいう。）を作成し、交付申請時に交付申請書と併せて大臣に提出するものとする。

(2) 交付対象期間等

① 船舶建造運賃引上げ抑制事業の交付対象期間

船舶建造運賃引上げ抑制事業による交付は、大臣の承認を受けた船舶建造計画に定める船舶建造着手日から建造後の船舶の法定耐用年数に達する日までとする。

なお、事業が遅延した場合においても、交付対象期間は、当初承認を受けた船舶建造計画に記された期間を超えない範囲までとする。ただし、事業休止期間があった場合は、これを考慮する。

② 交付上限額

事業実施者に対して交付する交付金の額は、船舶建造に要する費用として事業実施者が負担する額から、本事業による過年度の支払額及び他の補助金等による収入を除いた金額を上限とする。なお、計画期間を通じた額は、船舶建造に要する費用全体の1割を上限とする。

(3) 事業実施者に付すべき条件

事業実施主体は、事業実施者に補助金等を交付する際は、交付要綱第52条に基づく条件に加えて、以下の条件を付さなければならない。

① 新しい船舶の引き渡しの日までの間の補助金等受入額の区分管理及びその管理状況の定期報告

② 船舶建造に要した費用の報告

5 交付対象事業の適切な実施

(1) 交付対象経費及び旅客利用実績の確認

事業実施主体は、原則として毎月、事業実施者より、客観性を持つ書類により路線、区間ごとの住民等の旅客利用実績の報告を受け、航路運賃低廉化事業及び航空路運賃

低廉化事業の交付対象事業費を確認しなければならない。

(2) JR鉄道各社の運賃改定の取扱い

事業実施主体は、JR鉄道各社の運賃の改定により、割引住民航路運賃の額がJR運賃を下回ることが見込まれることとなった場合には、航路運賃低廉化事業の円滑な実施に支障が無い範囲で、速やかに割引住民航路運賃の額を改定しなければならない。

(3) 関係者との調整

航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業の実施に係る都道府県、市町村は、割引住民運賃の設定等について、特定有人国境離島地域ごとに、有人国境離島法の趣旨を尊重しつつ、地域内で合意形成が図られるよう十分に調整を図るものとする。特に航路については、必要に応じて、従前の運賃水準、事業者が設定している運賃割引制度、事業者間の公正な競争、他の離島地域の運賃とのバランス等、個別の事情にも配慮するものとする。こうした調整を図るために、都道府県、市町村、交通事業者又は交通施設の管理者等から構成される協議会を設置することができる。

第4 輸送コスト支援事業

1 事業の趣旨

本事業は、特定有人国境離島地域で生産され、本土に出荷される農水産物（生鮮品に限る。以下同じ。）の移出及び当該農水産物の原材料等の移入に係る輸送コストを軽減し、これによって、生産者に対する適正な所得の確保を図り、生産者の生産意欲、販路拡大意欲を喚起するとともに、本土側の事業者による取扱い拡大や地元産品のブランド化等に取り組むことで、特定有人国境離島地域の農水産業の発展を図ろうとするものである。

2 交付対象品目の範囲

交付要綱第26条で定める輸送コスト支援事業の対象となる農水産物（以下この節において単に「農水産物」という。）の移出に係る品目は、別紙1の品目分類表（小分類）に該当する品目とし、輸送コスト支援事業の対象となる原材料等の移入に係る品目は、前項の品目の生産又は移出に必要な別紙2の品目分類表（小分類）の1品目とする。

3 事業実施者

交付要綱第27条に定める事業実施者については、以下のとおりとする。

- ① 特定有人国境離島地域で生産された農水産物の本土への出荷に係る団体又は事業者

特定有人国境離島地域において生産された農水産物を本土に出荷する団体又は事業者であって、自らが荷主として、当該農水産物の移出又はその生産若しくは移出に必要な原材料等の移入を行うものをいう。

② 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を購入等する団体又は事業者

特定有人国境離島地域で生産等された農水産物の仕入れ、購入等を行い、自らが荷主として、当該農水産物を移出し、本土で荷受けする団体又は事業者をいう。

③ 特定有人国境離島地域において本土に出荷する農水産物の生産を行う団体又は事業者

特定有人国境離島地域において主として本土へ出荷することを目的とする農水産物の生産を行う団体又は事業者であって、自らが荷主として、当該農水産物の移出又はその生産若しくは移出に必要な原材料等の移入を行うものをいう。

4 交付対象経費の算定

交付対象経費となる輸送の範囲は、以下のとおりとする。

① 海上輸送及び航空輸送の範囲

交付金の交付対象となる輸送の範囲は、特定有人国境離島地域内に存する港湾、漁港又は空港（その周辺の倉庫を含む。以下「港湾等」という。）と本土の港湾等又は卸売市場との間の海上輸送又は航空輸送及びこれと一体的に行われる荷受け・保管・小運搬、荷揚げ等とする。

② 二次離島と一次離島間の輸送の取扱い

本土への直接の輸送手段の無い離島（以下「二次離島」という。）からの農水産物は、本土への直接の輸送手段を持つ近くの離島（以下「一次離島」という。）の卸売業者、製造業者その他の事業者で購入若しくは集約され、又は加工等されて、当該事業者から本土に移出される場合がある。こうした二次離島と一次離島間の輸送に要する経費についても、本土への移出の実績が取引書類等により確認できる場合には、交付対象経費に算入することができるものとする。

③ 戻し航走料等の取扱い

自社のトラック又は専用コンテナ等を使用して農水産物を特定有人国境離島地域から本土に輸送した際に、復路の車両航走料又は輸送費等を負担する必要がある場合には、当該経費を交付対象とすることができる。

また、他の事業者へ委託して同様の輸送を行う際については、契約等に基づいて往路又は復路の車両航走料等を負担する必要がある場合に限り、当該経費を交付対象とする。

5 農水産業の発展計画

(1) 農水産業の発展計画の作成

事業実施主体は、輸送コスト支援事業の趣旨を実現するため、毎年度、事業

実施者に別記様式第6の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金輸送コスト支援事業を用いた農水産業の発展計画（以下「発展計画」という。）を作成させるものとする。

事業実施主体は、発展計画を作成させるに当たって、事業実施者間や生産者間の相互連携、関係する他の施策との連携等、地域内の意見集約、事業実施者への助言・指導等を積極的に行い、効果的な発展計画が作成されるよう努めるものとする。

発展計画は、交付申請時に交付申請書に添付するものとする。

(2) 農水産業の発展計画のフォローアップ

事業実施主体は、毎年度、事業年度終了後に、発展計画に設定した数値目標の達成状況や活動計画の実施状況を調査等し、必要な助言・指導等を行うことにより、発展計画がより効果的に実行されるよう努めるものとする。その他、年度途中においても、必要に応じてこれを行うものとする。

(3) 農水産業の発展計画の変更

事業実施主体は、事業実施年度途中において、作成された発展計画を変更する必要があるとき又は事業実施者から発展計画を変更したい旨の申し出があったときは、変更しようとする理由及び変更後の発展計画について調査等し、変更することが妥当であると認めるときは、発展計画を変更することができるものとする。

6 交付対象事業の適切な遂行

(1) 交付対象経費及び輸送実績の確認

事業実施主体は、原則として毎月、事業実施者より、出荷伝票、荷受書等の客観性を持つ書類により、輸送品目ごとの日付、輸送区間、輸送費の報告を受け、輸送コスト支援事業の交付対象事業費を確認しなければならない。なお、自らが保有する輸送手段で輸送する場合には、車両航送料その他第三者に対して支払った経費が対象となり、自らが支出する燃料代、人件費その他の輸送に係る実費については対象とならない。

また、交付要綱第27条第3号に定める団体又は事業者においては、当該農水産物が主として本土へ出荷されるものであるかどうかについて、出荷先との取引書類等により確認する必要がある。

(2) 関係者との調整

輸送コスト支援事業の実施においては、輸送手段、輸送経路又は輸送量の調整を図ること等について、事業実施者、海運事業者等と十分に調整することとし、このために、都道府県、市町村、事業実施者、海運事業者又は航空輸送事業者等か

ら構成される協議会を設置することができる。

第5 雇用機会拡充事業

1 事業の趣旨

本事業は、特定有人国境離島地域における雇用増に直接寄与する創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を行い、定住、定着、移住の促進を図ろうとするものである。

2 事業実施者の選定

(1) 事業の実施要件

交付要綱第31条第1項第1号の「雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大」とは、以下のとおりとする。

- ① 特定有人国境離島地域内における創業の場合、事業開始後、概ね3年又は計画期間が終了する日のいずれか遅い方の日までに従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれるもの
- ② 特定有人国境離島地域内の事業所において行う事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの
- ③ 特定有人国境離島地域以外の地域における創業の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの

(2) 従業員の雇用について

(1) ②及び③に規定する雇用とは、事業実施者が一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を継続的に雇用することをいう。ただし、季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除いて差し支えない。

なお、新たに雇用する従業員が新規学校卒業者であり、卒業を待たなければならないなどの理由により計画期間内に雇用を開始することができない場合、採用の決定が計画期間内に行われていれば、実際に雇用を開始する日が計画期間の終了後であっても、計画期間内に雇用したものとみなすことができる。ただし、雇用したものとしてみなすことができるのは、実際に雇用を開始する日が計画期間終了後概ね1か月以内のものに限る。

(3) 事業実施者について

① 選定方法

事業実施主体は、公募により民間事業者等から事業計画を提出させ、提出された事業計画に基づき事業実施者の選定を行うものとし、選定に当たっては、事業者の面接、事業所の現地視察等を通じて、その経営の現状、ビジョン等を直接確認するとともに、提出があった事業計画について、審査選定委員会等を設けて、客観的かつ公正に審査を行わなければならない。

また、審査に当たっては、事業性、成長性、継続性が見込まれ、かつ、雇用創出効果が高い事業であることに加えて、基本方針を踏まえ、島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業を選定するよう、以下の基準を踏まえて適切に行うものとする。

- ア) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること
(代表的な例：島を代表する产品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの)
- イ) 島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること
- ウ) 特定有人国境離島地域以外の地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること
- エ) 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

なお、事業実施主体は、上記に定める基準に加え、事業の趣旨に合致しない以下のような事業を選定しないよう、適切に審査するものとする。

- ア) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- イ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの
- ウ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- エ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- オ) 他の補助金等で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

②採択について

大臣は、交付決定を行うに当たり、事業実施主体が民間事業者等から提出させた事業計画その他の概要がわかる資料を基に、地域間での採択状況のバランスや①に掲げる基準を踏まえて、必要に応じて意見を述べることもある。事業実施主体は、当該意見を考慮した上で、民間事業者等を採択するものとする。

3 計画期間

(1) 計画期間

事業実施者が行う雇用機会拡充事業の計画期間は、原則1年間とする。

ただし、基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例えば、島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行者の呼び込み等）に合致しており、地域社会の維持にとって重要な事業であって、次のいずれかに掲げるものについては、計画期間を最長で5年間とすることができる。

事業実施主体は、計画期間が1年間を超える事業計画（以下「複数年度計画」という。）の提出を受けた場合、補助金等の交付の対象とする期間についても審査を行うものとする。審査の結果、補助金等の交付の対象として認定した期間については、当該事業が開始されるまでの間に事業実施者に対して通知を行うものとする。

- ① 島内の経済及び雇用を特に拡大させる効果がある事業
- ② 都道県計画にあらかじめ具体的な事業名及び事業実施者が明記されている事業
- ③ 都道県計画に複数年度計画の選定に係る基準が明記されており、この基準を満たす事業

(2) 認定を行った計画期間が1年間を超える事業に対する補助金等交付の手続

事業実施主体は、複数年度計画として提出を受けた事業のうち、1年間を超える事業計画期間を認定した事業（以下「複数年度事業」という。）がある場合、当該事業に対し、毎年度、採択の可否の判断（以下「可否判断」という。）を行うものとし、可否判断を行う時点において、当該事業が次に掲げる事由に該当する場合には、以降の補助金等を交付できないものとする。

- ① 事業実施者となった事業者の事業所全体における雇用者数が、前年度の補助金等交付決定日における雇用者数を下回っている場合
- ② 翌年の事業計画において、交付対象経費として計上している人件費の対象となる者以外の雇用創出効果が見込まれない場合
- ③ 事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（補助金等収入を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と算入できる経費をいう。）を上回って黒字となる場合

事業実施主体が行う可否判断については、事業開始から1年以内に行うものとし、過去に行った可否判断の結果採択された事業についても、最後に可否判断を行った日から1年以内に以降の事業についての可否判断を行うものとする。

ただし、可否判断を年度末に行う場合であって、翌年度の初日が事業開始日から起算して1年未満の事業がある場合、当該事業についての可否判断は翌年度末に行うことができる。

(3) 複数年度事業の交付対象事業費について

複数年度事業の実施に当たり、交付対象事業費として設備費及び改修費（レンタル、リースにより計画期間中に亘って経費を計上するものを除く。）を計上できるのは、計画期間中の1カ年に限るものとする。

また、当該事業が事業拡大であって、複数の計画期間に亘ってレンタル、リースに係る経費が設備費に計上されている場合であっても、交付要綱第33条に定める交付対象経費の上限額に関する区分のうち、設備費及び改修費の交付を伴うものに区分できる期間は、計画期間中の1か年に限るものとする。

事業実施者は、計画期間中に当初の計画を上回る事業拡大を行おうとする場合であって、新たに設備費及び改修費に係る交付金による補助を受けたいときは、採択を受けている事業を終了し、改めて新規の事業として雇用機会拡充事業に対する申請を行うこととする。

4 事業実施主体による事業のフォローアップ

(1) 業績指標の設定、助言指導

事業実施主体は、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、事業計画に以下のいずれかの項目を業績指標として設定させるものとする。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）が増加すること
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）が増加すること
- ③ 売上高が増加すること

事業実施主体は、毎年度、事業年度終了後に、事業計画に設定された業績指標の達成状況を調査し、必要な助言・指導等を行うことにより、事業計画に記載された事業がより効果的に実行されるよう努めるものとする。その他、年度途中においても、必要に応じてこれを行うものとする。

(2) 雇用未達の場合の取扱い

事業実施主体は、事業計画に掲げる雇用の全部又は一部が計画期間内に達成できていなかった場合には、当該事業実施者に対し、必要な改善措置を指導し、事業計画

に掲げた雇用が達成されるまでの間、四半期ごとに進捗状況の報告をさせるものとする。

(3) 雇用継続のモニタリング

事業実施主体は、事業終了後も従業員の雇用が継続しているかどうかを確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行うものとする。

5 交付対象事業の適切な遂行

(1) 交付対象経費の確認

雇用機会拡充事業において計上可能な経費は、別紙3に掲げる経費とし、事業実施主体は、事業実施者が事業計画に計上している各経費の内訳及びその妥当性、補助金等が適正に執行されているかどうかの確認を確実に行うものとする。

(2) 雇用機会拡充事業を実施する上で必要な設備、機器等の購入に係る取扱い

- ① 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定すること
- ② 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が難しい物品は対象としないこと
- ③ レンタル等で対応する方が合理的と思われるものは購入しないこと

第6 滞在型観光促進事業

1 事業の趣旨

本事業は、「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような滞在時間を延ばす効果のある地域性、独自性のある現地の着地型観光サービスの提供とその担い手の育成を行うとともに、必要に応じて、特定有人国境離島地域への誘客、送客を担う本土側の旅行者その他の事業者との連携の下、着地型観光サービスを組み入れた魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券、旅行商品（以下「滞在プラン等」という。）の組成、企画及び広告宣伝への支援や販売促進を行うことで、地域の着地型観光の受け入れ体制の整備、拡充、サービスの質の向上等を図ろうとするものである。

本事業における着地型観光とは、旅行者を受け入れる地域（着地）側が、その地域固有の資源を基にした体験・交流プログラム等を企画・運営する形態をいう。

2 交付対象事業の事業類型

交付対象事業は、次に掲げる事業に類型される。

(1) 滞在プラン型事業

滞在プラン型事業とは、着地型観光サービスを中心に構成される滞在プランを組成する事業である。

本事業における滞在プランとは、特定有人国境離島地域内において旅行者向けに提供される各種サービスの集合をいう。

(2) 企画乗船券・企画航空券型事業

企画乗船券・企画航空券型事業とは、航路・航空路事業者等による本土と特定有人国境離島地域との間の運送サービス並びに着地型観光サービス及び必要に応じて提供される宿泊サービスを含む滞在プランの提供がセットとなつて、販売される企画乗船券及び企画航空券を組成する事業である。

(3) 旅行商品型事業

旅行商品型事業とは、特定有人国境離島地域内の着地型観光サービスを含む旅行商品を企画旅行として組成する事業である。

企画旅行とは、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為を行うことにより実施する旅行をいう。

3 事業実施者

事業類型に応じて想定される事業実施者は、以下のとおりである。

(1) 滞在プラン型事業

本事業では、①事業実施主体である都道府県又は市町村が事業実施者として自ら直接実施（委託を含む。）する場合、②都道府県又は市町村、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等の団体（以下「地域協議会等」という。）が事業実施者として実施する場合、③事業実施主体である都道府県又は市町村が仕様、要件等を定めて事業実施者となる民間事業者等を選定する場合、が想定される。

(2) 企画乗船券・企画航空券型事業

本事業では、着地型観光サービスを附帯させた企画乗船券、企画航空券の設定及びその提供の仕組みを、①航路・航空路事業者等が企画する場合、②都道府県又は市町村、地域協議会等が企画する場合、が想定される。いずれの場合においても、事業実施主体である都道府県又は市町村が、特定有人国境離島地域内の観光協会、民間事業者等と連携して、地域内の着地型観光サービスを取りまとめることが重要である。

(3) 旅行商品型事業

本事業では、①企画旅行として旅行商品を組成する旅行業者を選定する場合、②観光協会、地域協議会等が旅行業登録を有する場合にはそれらの者が自ら企画旅行として旅行商品を組成する場合、が想定される。いずれの場合においても、事業実施主体である都道府県又は市町村が、特定有人国境離島地域内の観光協会、民間事業者等と連携して、地域内の着地型観光サービスを含む旅行商品の仕様、要件等を定めることが

重要である。

4 交付対象経費の算定

(1) 滞在型観光促進事業に係る交付対象経費は、以下のとおりとする。

① 企画・開発費

滞在プラン等を組成するために必要な調査、企画又は開発に要する経費

② 宣伝費

滞在プラン等の広告宣伝、広報に要する経費

③ 実証費

滞在プラン等を構成する着地型観光サービスを実証的に提供する際に係る経費（近傍類地における同種のサービスにおける提供価格等を参考として設定した費用）及び当該サービスの実証的な提供に必要な物品購入に要する経費

④ 販売促進費

宿泊を伴う滞在プラン等の販売を促進するための経費であって、次のいずれかに該当するもの

ア) 滞在型観光促進のために企画、開発、実証、宣伝等を行う滞在プラン等に係る運送サービス（車両航送を含む。）又は宿泊サービスの提供に係る経費（別に定める基準に基づき算定される額を限度とする。）

イ) 旅行業登録を有する旅行者に対して当該滞在プラン等の募集又は販売を委託する経費

ウ) 滞在プラン等の販売、代金受領等の事務をホテル、旅館等のフロントで実施する際の取次手数料

ただし、販売促進費については、①から③のいずれかと併せて計上される場合又は、前年度等に①から③と同様の取組を実施した場合に限る。

(2) 滞在型観光促進事業によって取り組む事業の具体的な例は、別紙4のとおりとする。

5 交付対象事業の適切な遂行

(1) 交付対象経費の確認

事業実施主体は、事業実施者による各経費の内訳や販売促進費に係る実施内容が確認できる書類等の確認を行うものとする。

(2) 滞在型観光促進事業を実施する上で必要な物品購入に係る取扱い

① 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定すること

② 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、実証的提供に必要なかどうか不明確な物品は対象としないこと

③ レンタル等で対応する方が合理的と思われるものは購入しないこと

第7 評価等

1 検査等

(1) 検査等

大臣は、交付金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県及び市町村に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 是正指示等

大臣は、前項の調査により、補助金等に係る予算の執行に関する法律（昭和30年法律179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県又は市町村に対して、交付金事業の中止、変更又は適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

2 事後評価

交付対象事業の事後評価については、別記様式第7により事業実施主体である都道府県又は市町村が作成する。なお、都道府県から大臣への報告は、交付金事業を実施した翌年度の6月30日までとする。

3 事業の中止

交付金事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 第7 1 (2) により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

第8 その他

この要領に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

本要領は、平成29年4月3日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

本要領は、平成29年9月1日から適用する。

附則

本要領は、平成30年4月1日から適用する。

別紙1 輸送コスト支援事業（移出）の品目分類表

大分類	中分類	小分類	内 容 例 示
農 水 産 品	麦	大麦	大麦
		小麦	小麦
		その他の麦	裸麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	雑穀	あわ、ひえ、マイロ
	野菜・果物	いも類	甘しょ、馬鈴しょ
		野菜類	大根、キャベツ、きのこ
		果物類	りんご、くり、バナナ
	綿花	綿花	綿花
	その他農産品	麻	大麻
		油脂用作物	菜種、ごま、採油用大豆
		その他の工芸作物	砂糖きび、コーヒー豆、とうがらし
		他に分類されない農産品	花き、種子
	羊毛	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣肉	牛肉、豚肉、鶏肉
		鳥獣類	牛、豚、鶏
		未加工乳	未加工乳
		鳥卵	鶏卵
		動物性粗繊維・原皮・原毛皮	動植物性粗繊維（原羽毛、獣毛）
		他に分類されない畜産品	犬、猫、天然はちみつ
	水産品	魚介類（生鮮、冷凍もの）	魚介類、魚のフィレその他の魚肉（生鮮、冷蔵、冷凍のもの）

別紙2 輸送コスト支援事業（移入）の品目分類表

大分類	中分類	小分類	内 容 例 示
農 水 産 品	麦	大麦	大麦
		小麦	小麦
		その他の麦	裸麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	雑穀	あわ、ひえ、マイロ
	野菜・果物	いも類	甘しょ、馬鈴しょ
		野菜類	大根、キャベツ、きのこ
		果物類	りんご、くり、バナナ
	綿花	綿花	綿花
	その他農産品	麻	大麻
		油脂用作物	菜種、ごま、採油用大豆
		その他の工芸作物	砂糖きび、コーヒー豆、とうがらし
		農産加工品	なわ、むしろ、稲わら、麦わら
		他に分類されない農産品	花き、種子
	羊毛	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣肉	牛肉、豚肉、鶏肉
		鳥獣類	牛、豚、鶏
		未加工乳	未加工乳
		鳥卵	鶏卵
動物性粗繊維・原皮・原毛皮		動植物性粗繊維（原羽毛、獣毛）	
他に分類されない畜産品		犬、猫、天然はちみつ	
水産品	魚介類（生鮮、冷凍もの）	魚介類、魚のフィレその他の魚肉（生鮮、冷蔵、冷凍のもの）	
	魚介類（塩蔵、乾燥もの）	魚介類（塩蔵、乾燥、燻製）	
	その他の水産品	海草類、のり加工品、真珠、観賞魚類	
林 産 品	原木	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
	製材	製材	板類、床板、杭
	樹脂類	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス

	木材チップ	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	その他の林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
	薪炭	薪	しばまき、そだ
		木炭	木炭、黒炭、たどん、おがライト
化学工業品	化学薬品	硫酸	硫酸
		ソーダ	か性ソーダ、炭酸ソーダ
		その他の化学薬品	塩酸、アンモニア、アセチレンガス
	化学肥料	窒素原肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硝酸ナトリウム
		りん酸原肥料	りん酸原肥料
		カリ原肥料	硫酸カリウム、塩化カリウム
		その他の化学肥料	化成肥料、石灰質肥料
	染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品	染料・顔料・塗料	合成染料、有機顔料、ラッカー、シンナー
		合成樹脂	合成樹脂及びその他のプラスチック
		動植物性油脂	精製ラード、オリーブ油、菜種油、マーガリン、化粧品
		他に分類されない化学工業品	医薬品、金属処理剤、家庭用合成洗剤、農業殺虫剤
	軽工業品	水	氷
特殊品	動植物性製造飼肥料	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす、配合飼料
	輸送用容器	金属製輸送用容器	ドラムかん、貯蔵タンク、商品コンテナ
		その他の輸送用容器	パレット、木製容器、合成樹脂製容器、紙袋、ふた

別紙3 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 <p>注）売上増加につながらない単なる老朽化設備の更新は対象外 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する建物及び建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） <p>注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用する従業員の給与、賃金 ・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金 ・給与、賃金は1人当たり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 ・代表者、役員及びその親族（生計を一にする三親等以内）は対象外。
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等への謝金、旅費等）
島外からの事業所移転費	<ul style="list-style-type: none"> ・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転に係る諸経費
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受講に係る経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）

別紙4 滞在型観光促進事業によって取り組む具体的な事業の例

1. 企画・開発費
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、研究会等の運営 ・体験型・交流型滞在プログラムの企画・開発 ・共通食事クーポン券、共通入場券、周遊パス等の企画・開発 ・滞在プラン、企画乗船券・企画航空券、旅行商品等の企画・開発 ・地域のポジション、来訪者のニーズ把握のための各種調査 ・ガイド、インストラクターその他の観光従事者の育成 ・ワークショップ、セミナーの開催 ・専門家、国内外の旅行会社、インフルエンサー等の招請（ファムトリップ） ・ITを活用した情報提供・案内・予約システムの開発及び・初期運営 ・その他滞在型観光促進に係る各種調査・分析・検討 <p style="text-align: right;">等</p>
2. 宣伝費
<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット・地図等の作成 ・滞在プラン、企画航空券・企画乗船券、旅行商品の広告・宣伝（新聞、雑誌、WEB、屋外広告等） ・地域の魅力を伝える広報活動（ホームページ、アプリ制作、SNSを活用した情報発信等） ・展示会、商談会等への出展、旅行会社等に対する営業活動 ・住民の意識啓発、参加促進 <p style="text-align: right;">等</p>
3. 実証費
<ul style="list-style-type: none"> ・着地型観光サービス（体験型観光、地元食の調理・提供等）、旅行者・宿泊者向けの利便サービス（手ぶら観光、共同送迎等）の実証的な提供及びこれに必要な物品等の購入、レンタル ・評価収集、サービス改善のためのモニタリングの実施 ・レンタサイクル等島内周遊のための運送サービスの試験的導入 <p style="text-align: right;">等</p>
4. 販売促進費
<ul style="list-style-type: none"> ・滞在プラン等を利用する者に対する航路・航空路の運賃若しくは車両航送又は宿泊に係る経費への助成 ・滞在プラン等の販売、代金受領等の事務をホテル、旅館のフロント等で実施する際に係る取次手数料への助成 ・旅行業者等に対して滞在プラン等の募集、販売を委託する際に係る手数料への助成 <p style="text-align: right;">等</p>

別記様式第1

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業計画

1. 計画の名称								
2. 計画期間				3. 交付年度				
4. 計画の概要及び目標								
5. 計画の重要業績評価指標 (KPI)								
6. 重要業績評価指標 (KPI) の定義及び算定式								
指 標	単 位	定 義	当初現況値		中間目標値		最終目標値	
				基準年 度		年度		目標年 度

7. 交付対象事業等

特定有人国境離島地域名： _____

(単位：千円)

番号	交付対象事業の名称	事業実施主体	交付対象事業の概要	直接間接の別	事業分類	交付対象事業費					事業期間					都道県計画該当箇所	備考	
						A	交付率	交付金 交付額 B	地方負担額			H29	H30	H31	H32			H33
									都道 県 C	市町 村 D	その 他 E							
合 計																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		

附帯事務費

(単位：千円)

番号	交付対象事業の名称	事業実施主体	交付対象事業の概要	交付対象事業の番号	交付対象事業費				備考
					A	交付率	交付金 交付額 B	地方負担額 C	
合 計									
1									
2									
3									

調査費

(単位：千円)

番号	交付対象事業の名称	事業実施主体	交付対象事業の概要	交付対象事業の番号	交付対象事業費				備考
					A	交付率	交付金 交付額 B	地方負担 額C	
合 計									
1									
2									
3									

別記様式第2

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業計画変更申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記
のとおり計画を変更したいので、提出します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

※変更後の交付金事業計画を添付すること。

別記様式第3

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

航路（航空路）運賃低廉化事業における特定有人国境離島地域の住民に準ずる者の基準について

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領第3の2（2）に規定する準住民の基準について、次のとおり定めたい（変更したい）ので協議する。

1. 定めよう（変更しよう）とする基準に係る交付決定番号
府海事 号 平成 年 月 日付 第 号交付決定
2. 定めよう（変更しよう）とする基準の適用予定年月日
平成 年 月 日
3. 定めよう（変更しよう）とする基準

準住民とする者	選定基準	該当人数	関係する施策等

4. 変更しようとする理由

※関係する施策等については、その概要が分かる資料を添付すること。

※その他、必要に応じて参考資料を添付すること。

別記様式第4

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 印

航路（航空路）運賃低廉化事業における基準航路（航空路）運賃の改定について

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領第3の3（4）に規定する基準航路（航空路）運賃の改定を、次のとおり行いたいので協議する。

1. 改定しようとする基準航路（航空路）運賃に係る交付決定番号
府海事 号 平成 年 月 日付 第 号交付決定
2. 改定しようとする事業実施者及び航路（航空路）
3. 改定しようとする理由
4. 改定予定年月日
平成 年 月 日から改定予定

5. 改定しようとする基準航路（航空路）運賃

区間	船種	切符種別等	現行基準運賃	改定後基準運賃

※改定しようとする理由は、当該航路（航空路）の直近数年の収支状況や改定後の収支見込み等の数的根拠を含めて詳細に記述すること。

※その他、必要に応じて参考資料を添付すること。

別記様式第5

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名



平成 年度 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
船舶建造計画承認申請書

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金実施要領（平成 年 月 日第 号）における船舶建造運賃引上げ抑制事業の船舶建造計画に係る内閣総理大臣の承認について、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

〇〇〇 ～ 〇〇〇 航路（事業実施者名： ）

1. 船舶建造運賃引上げ抑制事業を実施する目的

2. 船舶建造運賃引上げ抑制事業で実施する事業の内容

(事業導入前時点での運賃、本事業を導入しなかった場合における想定運賃を記載すること。)

3. 船舶建造運賃引上げ抑制事業を実施する理由

(1) 当該航路の性質上、本交付金による支援を受けなければ運賃引上げが不可避であることについての説明

(2) 当該航路が特定有人国境離島地域の地域社会を維持していく上で必要不可欠な航路であることの説明

4. 関係離島の概要

島名	人口	主要な産業	島の概況

(注) 1. 当該航路の起点、寄港地又は終点のある島について記載すること。

2. 島の概況の欄には、島の面積、島内交通事情等のほか、文教施設や医療施設の有無等について記載すること。

5. 建造する船舶の船価（又は想定船価）及び仕様

6. 建造する船舶の起工、進水、引渡し、就航（予定）年月

起工（予定）年月： 年 月

進水（予定）年月： 年 月

引渡し（予定）年月： 年 月

就航（予定）年月： 年 月

7. 資金調達計画

事業の開始年度から終了年度までの期間における支出内容が分かる資料を添付すること。建造費については、資金調達の内訳を以下の区分に従い分けて記載すること。

船舶建造に係る資金調達内訳
自己資金
船舶建造運賃引上げ抑制事業による補助
他の国庫補助
都道府県補助
市町村補助
鉄道建設・運輸施設整備支援機構

別記様式第6

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
 輸送コスト支援事業を用いた農水産業の発展計画

事業実施主体：○○○○
 支援品目（移出）：○○○○

事業実施者：○○○○
 支援品目（移入）：○○○○

1. 農水産業の発展計画

2. 数値目標

目標設定項目	単位	○年度 (現状)	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度 (目標)

3. 発展計画及び数値目標を達成するための活動計画

活動内容	活動時期				
	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度

※本様式は、必要に応じて表の加除等を行い作成すること。

別記様式第7

平成 年度 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事後評価書

事業実施主体名： _____

地域名			
事業実施主体名			
重要業績評価指標の達成状況			
事業 の 評 価	評価		
	改善策		
	長期的展望		
効果検証・評価の体制			
担当部局名		作成責任者	